

阪神高速営業規則 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新(2025年6月17日～)	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(料金の額及び徴収期間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 当社は、法第24条第1項の規定に基づき、車両の使用者に対し、料金（この項において第10条の2第3項第1号に定める後日支払い料金(同条第4項に定める手数料を含みます。)及び第14条第1項及び第4項に定める未納金(第15条第2項に定める手数料、同条第3項に定める延滞金並びに法第26条に定める割増金を含みます。)を含みます。)の支払いを求めることがあります。ただし、当該車両の使用者に対する請求により利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(消費税)</p> <p>第5条 阪神高速道路の料金は、当社が特に明示した場合を除いて、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めによる消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とします。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第2章 料金所の通行方法等</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(ETC専用出入口等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、前項第2号の前段においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。</p> <p>一 当社が指定した納入期限及び方法により、当該通行に係る料金(以下「後日支払い料金」といいます。)を支払うこと。</p> <p>二～三 (略)</p> <p><u>4 利用者は、前項第1号の後日支払い料金を当社からの請求により支払う場合</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(料金の額及び徴収期間等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 当社は、法第24条第1項の規定に基づき、車両の使用者に対し、料金（この項において第10条の2第3項第1号に定める後日支払い料金、第14条第1項及び第4項に定める未納金、第15条第2項に定める手数料、同条第3項に定める延滞金並びに法第26条に定める割増金を含みます。）の支払いを求めることがあります。ただし、当該車両の使用者に対する請求により利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(消費税)</p> <p>第5条 阪神高速道路の料金は、当社が特に明示した場合を除いて、消費税法(昭和63年法律第108号)の定める消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とします。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第2章 料金所の通行方法等</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(ETC専用出入口等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、前項第2号の前段においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。</p> <p>一 当社が指定した期限及び方法により、当該通行に係る料金(以下「後日支払い料金」といいます。)を支払うこと。</p> <p>二～三 (略)</p>

新(2025年6月17日～)	旧
<p><u>は、請求書の郵送代その他当社が請求に要する費用が手数料として加算されることについて、あらかじめ同意するものとします。</u></p> <p><u>5</u> 利用者が民法(明治29年法律第89号)第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者(民法第715条に規定する使用者をいい、以下「他人を使用する者」といいます。)に<u>第3項第1号</u>に規定する後日支払い料金<u>(前項の手数料を含みます。)</u>の支払いを求めることがあります。ただし、当該他人を使用する者に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p><u>6</u> 第2項の規定において、第23条に定める障がい者割引及び当社が別に定める西大阪線端末区間割引については、<u>これら</u>の割引を適用するものとします。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(支払いの督促)</p> <p>第15条 第10条の2第3項第1号に規定する後日支払い料金、<u>同条第4項の手数料</u>及び前条第1項に規定する未納金(以下「未納金等」といいます。)の支払いを確約した場合において、当社が指定した納入期限までに未納金等の全部又は一部の支払いがなされない場合は、当社は、利用者、車両の使用者又は他人を使用する者(以下「利用者等」といいます。)に対して督促状による督促を行います。ただし、他人を使用する者に対する督促は第10条の2第<u>5</u>項及び前条第3項に該当する場合に限ります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社が第1項の督促状で指定した納入期限までに支払いがない場合は、利用者等は、<u>後日支払い料金及び未納金</u>(法第26条の割増金(以下単に「割増金」といいます。))を徴収する場合は、当該割増金を含みます。以下この条において同じです。)に対する延滞金を支払わなければなりません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の延滞金は、<u>第10条の2第3項第1号又は前条第1項</u>の当社が指定した納入期限の翌日から<u>支払いの日までの間の当社が定める日数</u>について、年10.75%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算した額とします。</p> <p>6 (略)</p>	<p><u>4</u> 利用者が民法(明治29年法律第89号)第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者(民法第715条に規定する使用者をいい、以下「他人を使用する者」といいます。)に<u>前項第1号</u>に規定する後日支払い料金の支払いを求めることがあります。ただし、当該他人を使用する者に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p><u>5</u> 第2項の規定において、第23条に定める障がい者割引及び当社が別に定める西大阪線端末区間割引については、この割引を適用するものとします。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(支払いの督促)</p> <p>第15条 第10条の2第3項第1号に規定する後日支払い料金及び前条第1項に規定する未納金(以下「未納金等」といいます。)の支払いを確約した場合において、当社が指定した納入期限までに未納金等の全部又は一部の支払いがなされない場合は、当社は、利用者、車両の使用者又は他人を使用する者(以下「利用者等」といいます。)に対して督促状による督促を行います。ただし、他人を使用する者に対する督促は第10条の2第<u>4</u>項及び前条第3項に該当する場合に限ります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社が第1項の督促状で指定した納入期限までに支払いがない場合は、利用者等は、<u>当該未納金等</u>(法第26条の割増金(以下単に「割増金」といいます。))を徴収する場合は、当該割増金を含みます。以下この条において同じです。)に対する延滞金を支払わなければなりません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第3項の延滞金は、前条第1項の当社が指定した納入期限の翌日から<u>起算して支払いのあった日までの日数</u>について、年10.75%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算した額とします。</p> <p>6 (略)</p>

新(2025年6月17日～)	旧
<p>第3章 支払方法</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 クレジットカード会社が発行するETCカードによる阪神高速道路の料金の支払方法は、クレジットカード会社が定めるところによる1回払いの取扱いとします。ただし、クレジットカード会社が、当社の承諾を得てこれと異なる支払方法による取扱いができる旨の定めをしている場合は、当該取扱いによることができます。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章 領収書等の発行</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第5章 割引制度の適用</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第6章 乗継制度</p> <p>第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行 (不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定による請求時に当社が指定した納入期限までに支払いがない場合</p>	<p>第3章 支払方法</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 クレジットカード会社が発行するETCカードによる阪神高速道路の料金の支払方法は、クレジットカード会社が定めるところによる1回払いの取扱いとします。ただし、クレジットカード会社が、当社の承諾を得てこれと異なる支払<u>い</u>方法による取扱いができる旨の定めをしている場合は、当該取扱いによることができます。</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章 領収書等の発行</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第5章 割引制度の適用</p> <p>第20条～第23条 (略)</p> <p>第6章 乗継制度</p> <p>第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 特別な通行をした場合の料金</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第8章 不正通行 (不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定による請求時に当社が指定した納入期限までに支払いがない場合</p>

新(2025年6月17日～)	旧
<p>は、当該利用者は、当該納入期限の翌日から<u>支払いの日までの間の当社が定める日数</u>について、請求額に対して年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算した額を延滞金として支払わなければなりません。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>9 第3条第2項、第10条の2第<u>5</u>項及び第14条第3項の規定は、当社が不正通行した利用者に対して請求又は督促を行う場合に準用します。</p> <p>10～12 （略）</p> <p>第9章 補則 第33条～第37条 （略） （規則の改正） 第38条 当社は、この規則を改正する場合は、改正内容及びその施行の日を当社のホームページに掲示します。</p> <p>附 則 この規則は、<u>2025年6月17日</u>から施行します。</p>	<p>は、当該利用者は、当該納入期限の翌日から<u>起算して支払いの日までの日数</u>について、請求額に対して年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算した額を延滞金として支払わなければなりません。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>9 第3条第2項、第10条の2第<u>4</u>項及び第14条第3項の規定は、当社が不正通行した利用者に対して請求又は督促を行う場合に準用します。</p> <p>10～12 （略）</p> <p>第9章 補則 第33条～第37条 （略） （規則の改正） 第38条 当社は、この規則を改正する場合は、改正内容及びその施行の日を当社のホームページ<u>及び当社が指定する事務所</u>に掲示します。</p> <p>附 則 この規則は、<u>2023年9月6日</u>から施行します。</p>